一般社団法人川越市医師会　定款施行規則

目　次

第１章　会員及び会費　（第１条～第４条）
第２章　裁定委員会　（第５条～第７条）
第３章　社員総会議事細則　（第８条～第30条）
第４章　委員会　（第31条～第37条）
第５章　会計　（第38条）
第６章　改正　（第39条）
附　則

第１章　会員及び会費

（入会申込書、退会届出書及び異動報告書）

第１条　定款第７条の規定に基づく会員の入会、異動及び退会の届出の様式は、理事会で定める。

（入会年月日）

第２条　本会の入会年月日は、理事会で入会の承認があった日とする。ただし、特別な事情がある場合には、理事会の承認を受けて入会申し込み日等とすることができる。

（退会年月日）

第３条　会員の退会は、退会届出書に記載してある退会年月日とする。

（入会金、会費及び負担金並びに徴収方法）

第４条　定款第８条第２項の規定による入会金及び会費の額並びにその徴収方法については、毎年、社員総会の議決を経て定める。

２　入会の届出をした者は、入会金を直ちに納入しなければならない。

３　定款第８号第２項の規定による負担金額及びその徴収方法については、必要に応じその都度、社員総会の議決を経て定める。

４　定款第８条第２項ただし書の規定による減免は、別に定める。

第２章　裁定委員会

（裁定委員会の構成及び職務）

第５条　裁定委員会は、裁定委員をもって構成し、委員長及び副委員長各１名を互選する。

２　委員長は、裁定委員会の会務を総理する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

（提訴）

第６条　裁定委員会に提訴しようとする者は、提訴理由及び証拠を添付した申請書正副各１通に、署名押印し、会長に提出しなければならない。

２　会長は、前項の申請書を受理したときは、速やかに裁定委員会の審議裁定に付さなければならない。

（裁定委員会の議事）

第７条　委員長は、会長から申請があったときは裁定委員会を招集する。

２　裁定委員会は、裁定委員３分の２以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

３　裁定委員会の議事は、出席委員の３分の２以上の多数による議決を必要とする。

４　委員長は当該案件について裁定又は調停の議決があったときは、その審議の経過及び議決の結果を会長に報告しなければならない。

第３章　社員総会議事細則

第１節　総則

（参集）

第８条　会員は、招集日の開会時刻前に所定の議場に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。

２　議長への出席通告は、事務局による受付をもって代行することができる。

（欠席の届出）

第９条　　会員は、事故のため出席できないときは当日の開会時刻までに議長に届け出るようにしなければならない。
２　　会員は、出席できないときに書面によって議決権を行使するときは、当日の開会時刻までに議長に届けなければならない。

（会議中の出席及び退席）

第１０条　　会員は、会議中に出席したときは、その旨を議長に申し出、又は会議中に退席しようとするときは議長の許可を得なければならない。

（会議の開閉）

第１１条　　社員総会の会議の開閉は、議長が宣告する。

（議事録署名人の指名）

第１２条　　議長は会議に先立ち、出席者の中から２人の議事録署名人を指名しなければならない。

（会議の公開）

第１３条　　社員総会の会議は、公開とする。ただし、議長が必要と認めたとき、又は出席者の２分の１以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

第2節　議事

（議事録の調整）

第１４条　　議長は、議事録を調整する。

（案件の宣告）

第１５条　　議長は、案件を議題とするときはその旨を宣告しなければならない。

（動議の提出）

第１６条　　動議の提出は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 44 条に定めるところによる。

（動議の撤回）

第１７条　　議題となった動議を撤回し、又は修正しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

第3節　発言

（発言の許可等）

第１８条　　会員が発言しようとするときは、起立して議長と呼び、氏名を告げ議長の許可を受けなければならない。
２　　２人以上同時に発言を求めたときは、議長は、先に氏名を告げたと認めた者から順次指名して発言させるものとする。

（発言の範囲）

第１９条　　発言はすべて簡明にし、課題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。
２　　議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意を促し、なお従わないときは発言を禁止することができる。

（発言の通告）

第２０条　　会議において提出案件又は会務に関して発言しようとする者は、会議開催日の前々日の午後５時までに、議長にその旨を記載した発言通告書を提出しなければならない。
２　　発言の順序は、議長が決定する。

（討論の終結）

第２１条　　質疑又は討論が終わったときは、議長はその終結を宣告する。
２　　討論が終わらない場合でも、議長において既に議論が終わったと認めたときは、討論の終結を宣告することができる。

第4節　表決

（表決の宣告）

第２２条　　議長が表決しようとするときは、その議題及び表決すべき旨を宣告しなければならない。

（表決宣告後の発言）

第２３条　　議長が表決を宣告した後は、何人もその議題について発言することができない。

（表決の方法）

第２４条　　表決は、すべて起立又は挙手とし、議長が適宜これを定める。この場合議長は、問題を可とするものに起立又は挙手をさせ、その可否結果を宣告する。
２　　議長が起立又は挙手の数を認定しがたいときは、前項の宣告について出席会員から異議の申し立てがあったとき、又は議長が必要と認めたときは、記名投票で表決しなければならない。

（否決動議の先決）
第２５条　　否決の動議は、修正動議に先立ち表決しなければならない。
（修正動議の先決）
第２６条　　修正の動議は、原案に先立ち表決しなければならない。

第5節　秩序

（品位の尊重及び規律の遵守）
第２７条　　会員は、社員総会の品位を重んじ規律を守らなければならない。
（発言の禁止及び退場）
第２８条　　議長は、会議中、議場の秩序を乱す会員があるときはこれを制止し、これに従わないときは、当日の会議の終わるまで発言を禁止し、又は議場外に退去を命ずることができる。

第6節　議事録

第２９条　　議事録に記載する事項は、次のとおりとする。
（１）　開会及び閉会の年月日、時間及び場所
（２）　会員の定数及び出席会員数
（３）　議事の概要
（４）　議決した事項及び賛否の数

第7節　補則

第３０条　　会員以外の者から会議を傍聴したい旨の申し出があったときは、議長は会議に諮りこれを許可することができる。

第４章　委員会

（設置）
第３１条　　定款第47条の規定に基づき設置される委員会に関しては、本章の定めるところによる。
（任務）
第３２条　　委員会は、理事会又は社員総会の決議により付託された案件を審議する。
（委員の選任）
第３３条　　委員会の委員は、理事会において選任及び解任する。
（委員長の選任及び任務）
第３４条　　委員会は、委員長を置く。
２　　委員長は、委員会において委員が互選する。
３　　委員長は、委員会の秩序を保持し、議事を整理し、議事の経過及び結果を理事会に報告しなければならない。
４　　委員会は、委員長が招集する。
（委員会の議事）
第３５条　　委員会は、委員の半数以上の出席がなければ議事を開き決議することはできない。
２　　委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決する。
（委員以外の会員の出席）
第３６条　　委員会は、審査の案件について必要があると認めるときは、委員でない会員の出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。
（理事等の出席）
第３７条　　委員会は、審査の案件について必要があると認めるときは、理事等の出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。

第５章　会計

第３８条　　定款第56条の規定に基づく規程については、別に財務規程で定める。

第６章　改正

第３９条　　この規則を改正しようとするときは、社員総会の決議を経なければならない。

附則

（施行期日）
１　　この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）

第121条第1項に定める一般法人の登記の日から施行する。